

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例に基づく人権救済勧告（概要）

長野県子ども支援委員会

長野県子ども支援委員会（以下「委員会」という。）では、人権救済申出のあった2件について、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例第18条第5項の規定に基づき、それぞれ、長野県教育委員会に対して勧告を行いました。勧告の概要は以下の通りです。

	事案1	事案2
申出事案内容	小学校においていじめ被害を訴え長期不登校	中学校において教員からの体罰による心身の苦痛
申出日	令和元年5月7日	令和3年3月31日
委員会における活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、保護者との面談 ・登校調整 ・関係資料等に基づく調査 ・学校、市町村教委へのヒアリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との面談 ・関係資料等に基づく調査 ・学校、市町村教委へのヒアリング
委員会の調査結果	<p>（いじめの実態） いじめ被害の実態は、児童と保護者からの訴えと小学校が把握している事実と隔たりが大きく、本委員会において解明することは困難。 （学校の対応） 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（国）」及び「いじめ防止等のための基本的な方針（県）」においては、「いじめによる相当期間の欠席の疑い」がある場合に、公平性、中立性が確保された調査組織を設けて調査することとされている。 しかし、本件は児童が「いじめによる相当期間の欠席の疑い」に該当するにもかかわらず、調査組織を設けず、ガイドライン等に沿った適切な対応ができていなかった。</p>	<p>体罰については「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（国）」により、教員、児童生徒、保護者、第三者等からの聞き取りにより、正確な事実関係把握に努めるべきとされている。 しかし、本件は、以下の点で事実把握が不十分であった。 ①保護者から提出された当該体罰に係る詳細な資料が精査されることなく、適切な調査が実施されなかった。 ②体罰の実態に係る調査では、被害当事者の主張と加害当事者の主張が一致した部分のみを事実認定しており、実態として、加害当事者の主張に沿ったかたちで加害の事実が認定された。</p>
調査審議結果	長野県教育委員会へ勧告（令和5年3月13日付）	
勧告内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県教委は当該小学校及び市町村教委に対し、ガイドライン等に沿った対応の徹底、本件についても再度資料を精査し、再評価を行うよう求めること。 ・県教委は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（国）」及び「いじめ防止等のための基本的な方針（県）」に従ったいじめ防止対策を各学校が適切に実施できるよう体制整備及び研修機会を充実させること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県教委は「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（国）」に従い、客観性、中立性、公平性、専門性が担保された組織による可能な範囲での再調査を当該市町村教委に要請すること。 ・そのうえで、県教委は当該体罰行為を再度、評価認定すること。 ・当該生徒が受けた心身の苦痛への十分なケアを行うよう当該中学校及び市町村教委に対して求めること。 ・県教委は研修、再発防止策の策定等必要十分な措置をとり、さらに充実させること。